相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久八丁目四七一番地、最後の住所埼玉県川口市領家二丁目二六番一号みつばメゾン川口領家東棟

被相続人　亡　宮尾　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階埼玉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊須慎一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市大久保二丁目四番、最後の住所千葉市花見川区朝日ケ丘二丁目一番一棟一〇〇九号

被相続人　亡　細見　元昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　安倍　睦実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区小田三丁目一六三番地、最後の住所千葉県市原市青葉台二丁目二二番地の二〇

被相続人　亡　村川　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所千葉市中央区中央一丁目八番六号第12CIビル六階青葉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　永冶　衣理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町一丁目一〇〇番地、最後の住所神奈川県横須賀市上町一丁目一〇〇番地

被相続人　亡　渡辺佐惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三〇一

相続財産清算人　弁護士　伊東　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市中央一丁目六番、最後の住所神奈川県相模原市南区南台五丁目一〇番二三号グレイスメゾンセンチュリー二〇二

被相続人　亡　児玉志寿子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

神奈川県相模原市中央区相模原六丁目二二番九号朝日相模原ビル二〇二　弁護士法人フォースクエア法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田中穂奈美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市高津区北見方一丁目二九八番地、最後の住所川崎市高津区坂戸一丁目一〇番一五号グランダ溝の口

被相続人　亡　田邉千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

川崎市川崎区駅前本町一一番地一パシフィックマークス川崎ビル八階　川崎パシフィック法律事務所

相続財産清算人　弁護士　齋藤　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市木津二の八九番地、最後の住所富山県高岡市蓮花寺四二四番地一〇

被相続人　亡　畑中　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

富山県砺波市宮沢町一番五一号アイビジョン二―A

相続財産清算人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上滝二七〇番地、最後の住所富山県中新川郡立山町前沢中央町三八番地

被相続人　亡　金山　益子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

事務所富山市西田地方町一丁目三番八号林法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松原　悠人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字赤羽四五〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　瀬戸　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

長野県伊那市下新田三〇四一番地四　三浦由美法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三浦　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡吉田町住吉二二三二番地、最後の住所静岡県榛原郡吉田町住吉二二三二番地

被相続人　亡　水野　智示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

静岡県榛原郡吉田町住吉五七二番地の二

相続財産清算人　司法書士法人つなぐ

代表者社員　増田　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町秋月字月成一〇〇番地二、最後の住所大阪府大阪市此花区梅香一丁目一七番五号

被相続人　亡　森　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング五階

相続財産清算人　弁護士　伊藤　芳晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区北村一丁目一二番、最後の住所大阪府大阪市大正区泉尾二丁目一五番一号

被相続人　亡　吉平惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十二日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館五階

相続財産清算人　弁護士　室永　佳宏

第1期決算公告

令和8年11月12日

東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

MP－2508株式会社

代表取締役　池田　大輔

貸借対照表の要旨（令和8年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	165
	固定資産	44,713
	合計	44,878
負債及び純資産の部	流動負債	963
	固定負債	7,041
	株主資本	36,874
	資本金	10
	資本剰余金	37,822
	その他資本剰余金	37,822
	利益剰余金	△957
	その他利益剰余金	△957
	（うち当期純損失）	（957）
	合計	44,878